

株式会社エンルートにおける委託研究費に係る不正使用等に対する措置について

概要

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）は、株式会社エンルート（以下「エンルート社」という。）が、生研支援センターが委託した研究事業において、委託研究費を不正使用等していたことから、同社に対し当該研究費の返還請求を行うとともに、農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が募集する役務契約への参加資格を制限する措置を講じました。

1. 事案の経緯

- (1) 令和2年3月19日、エンルート社は、同社において委託研究費の不正使用等の疑いが発覚したとして、農研機構へ予備調査結果を報告しました。
- (2) 令和2年3月27日、生研支援センターは、エンルート社に対し調査委員会を設置して本調査を行うよう指示し、令和2年10月7日、最終報告書の提出がありました。
- (3) 最終報告書において、エンルート社において人件費の過大計上等の不正使用等が行われていたことが判明したことから、不正使用等額の返還請求及び役務契約に係る参加資格を制限する措置を講じました。

2. 不正使用等の態様

エンルート社は、①人件費等の過大請求、②人件費等の証拠書類の作成手続き違反、③コンソーシアム構成員へのドローン機体一式販売に係る過大請求、④委託事業に計上すべきでない消耗品費等を計上、⑤次年度の納入品を前年度に計上（期ずれ）するなどが行われていました。

不正使用等が行われた委託研究事業

事業名	革新的技術開発・緊急展開事業（うち先導プロジェクト）（平成28年度） 革新的技術開発・緊急展開事業（うち人工知能未来農業創造プロジェクト）（平成29年度から令和2年度）
研究課題	露地野菜の集荷までのロボット化・自動化による省力体系の構築
委託先	露地野菜生産ロボット化コンソーシアム （研究代表機関：学校法人立命館 立命館大学総合科学技術研究機構）
事業期間	平成28年度から令和2年度
エンルート社の担当内容	薬剤散布用大型ドローン及び露地野菜の撮影用ドローンの開発
エンルート社への委託研究費	
精算総額	30,776,114 円
内、不正使用額	16,126,114 円
内、不適正な経理処理額	7,560,000 円

3. 措置の内容

(1) 委託研究費の返還

エンルート社に対し、不正使用等が行われた委託研究費の返還を請求しました。
なお、不正使用していた委託費については加算金を課すこととしました。

(2) 申請等資格制限

エンルート社に対し、令和2年11月13日（金）から9か月の間、役務契約に係る参加資格を制限する措置を講じました。

(3) 不正の再発防止策に係る措置

エンルート社に対して、今後、このような事態が生ずることがないように、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」(実施基準)に基づき、内部監査の強化や研究者等へのコンプライアンス教育の徹底等を行うよう要請しました。なお、同社が講じる所要の再発防止策について、当該対策が確実に実行されているか調査・確認を行います。

4. 関連情報

エンルート社は、本件に係る調査報告を以下の URL で公表しています。

<https://enroute.co.jp/news/20201113/>

お問い合わせ先

生研支援センター 研究管理部 研究管理課 研究公正室

担当者：秋山、高橋、垂水

電話番号：044-276-8426

：044-276-8479

以 上